

# 事業計画書

■当初 □最終

作成年月日 2021年10月8日

法人名	社会福祉法人 三穂の園
代表者職名前	理事長 岡 良夫
担当者名	連絡先

## 1 協議事項

事業種別	児童発達支援	事業所名	すみくら葛山台児童発達支援事業所	開設(変更)予定日	2022年4月1日
------	--------	------	------------------	-----------	-----------

協議の種類	計画の概要		本計画書に記載が必要な項目													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
■ 新規事業所の開設 □ 事業の追加	□ 共生型サービス	□ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		■ 買建・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	□ 多機能型サービス	□ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		■ 買建・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
□ 定員の変更	□ 就労継続支援A型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	□ 共同生活住居の追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	□ 上記以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
□ 大規模な事業内容の変更	□ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	■ 買建・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
□ 事業所の移転	□ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	■ 買建・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
□ 建物の構造・設備の変更	□ 施設整備を伴う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	□ 施設整備を伴わない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

## 2 事業実施に係る動機

保健師・幼稚園・保育所・認定こども園の職員の方から、当該地域には発達障がいのある幼児を対象とした児童発達支援にかかわる事業所が不足しているとの声が多く寄せられている。児童発達支援センターでは、支援度の高い知的障がい児や発達障がい児を受け入れてくるケースが多く、地域の園に通園している自閉症スペクトラム症等の発達障がいがある児童を積極的に受け入れ療育を提供する事業所が必要と判断した。(詳細は別紙参照願います。)

## 3 提供サービス

種別	① 児童発達支援	割合	100%	%	提供日
理念	②	割合		%	月 日 月 日 月 日 月 日
	③	割合		%	月 火 水 木 金 土 日
	目標	保護者や地域社会の宝物である子供たちを、愛し、受け入れ、寄り添いながら、児童の自主性や主体性を尊重し、自信や自立、そして、生きる力を身に付けられるように、また、10年、20年後の将来像を見据えて児童や保護者が地域で自立し、幸せに暮らせるように支援することを事業方針の基盤として児童発達支援を行います。安全で安心できる環境づくりに努め、成長の発達段階及び障がい特性に応じた適切な支援を提供しながら、心身の健全な成長と発達を支え、スムーズステップにて自立に向けた成長を育む支援を提供します。			
同様のサービス	福山市春日町と福山市神辺町の2カ所に、同様の児童発達支援事業所(すみくら春日/すみくら神辺児童発達支援事業所)を運営。福山市青葉台に児童発達支援センター(福山東児童発達支援センター)を運営。				

## 4 施設の概要【平面図は裏面のとおり】

土地	所在地	用途区域	第二種低層住居専用地域	意見			
所有者	福山市葛山台7丁目20-17	用途区域	第二種低層住居専用地域	■ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないため、同法上の許可は不要。他の法令については、申請書と併せて提出すること。			
名称	すみくら葛山台児童発達支援事業所	構造	木造	・今年計画の児童発達支援事業は、建築基準法上の用途「児童福祉施設等」に該当し、建築物の用途変更が伴う。当該用途変更に係る床面積の合計が200㎡以下であるため、同法上の手続は不要。手続が不要な場合であっても、建築士等と併設し、建築基準法に適合した計画とすること。			
所有者	社会福祉法人 三穂の園	建築年	平成31	・既存の建物を使用し、児童発達支援(給まりなし)の事業所として使用するものである。次の事項について遵守すること。			
用途	一戸建て住宅	延面積	74.52	・防音対策を講ずること。			
階層	1階建て   地上   1階   地下   0階	種別	児童発達支援	・カーテン及び換気扇を使用する場合は、防炎物品を使用すること。			
建築面積	74.52	手続	新規	・防火対象物使用開始届出書を提出すること。			
事業の概要	①	使用する階	1階	専用面積	72.45		
	②	使用する階	階	専用面積	㎡		
	③	使用する階	階	専用面積	㎡		
内容	申請種別	■ 新築 □ 増築 □ 用途変更 □ 移転 □ その他	取容人員	14人	内訳	職員 4人	利用者 10人
	児童福祉法に基づく児童発達支援事業所						

## 5 主要取引先

上段:取引先	下段:所在地	割合	掛取引	回収・支払の条件	意見
		%	%	日 月	日回収
		%	%	日 月	日回収
		%	%	日 月	日回収

## 6 従業員

職種	雇用形態	名前	年齢	月給	意見	
管理者	■ 常		53	36	療育内容が充実しており、また利用者処遇も手厚いことから、人員の増員を検討した方がより良い支援や運営に繋がるとは思わない。	
児童発達支援管理責任者	■ 常	A	53	万円		
保育士	■ 常 □ 非	B	45	28		万円
児童指導員	■ 常 □ 非	C	23	21		万円
保育士	□ 常 ■ 非	D	42	5		万円
	□ 常 □ 非					万円
	□ 常 □ 非					万円
	□ 常 □ 非					万円
	□ 常 □ 非					万円
	□ 常 □ 非					万円
				月給計	90	万円
人件費	月末日	20日	支払	ボーナス	6月	12月

## 7 借入金の状況

金融機関	理由	借入残高	年間返済額	意見
		万円	万円	
		万円	万円	
		万円	万円	

## 8 必要な資金と調達方法

必要な資金	金額	調達方法	金額	意見
土地	1050	補助金	0	
設備	1250	自己資金	3000	
設備	150	借入金	0	
車両	0			
その他	50			
運転資金	500			
合計	3000	合計	3000	

## 9 事業の見直し

	1月目	2月目	3月目	1年後	意見				
利用者見込 A	5	人	5	人	6	人	10	人	
月平均利用額 ※1 (1人当たり)	23	万円	23	万円	25	万円	23	万円	
収入 給付費 ※2	0	万円	0	万円	115	万円	220	万円	
収入 その他	3	万円	3	万円	3	万円	5	万円	
収入計 ①	3	万円	3	万円	118	万円	225	万円	
支出 人件費	90	万円	90	万円	226	万円	90	万円	
支出 旅費・交通費	2	万円	2	万円	2	万円	2	万円	
支出 賃借料	0	万円	0	万円	0	万円	0	万円	
支出 通信費	3	万円	3	万円	3	万円	3	万円	
支出 諸経費 ※4	19	万円	19	万円	19	万円	19	万円	
支出 支払元金利息	0	万円	0	万円	0	万円	0	万円	
支出計 ②	114	万円	114	万円	250	万円	114	万円	
収支 ①-②	△ 111	万円	△ 111	万円	△ 132	万円	111	万円	
収入 B		万円		万円		万円		万円	
収入 売上高 ※3		万円		万円		万円		万円	
支出 C		万円		万円		万円		万円	
支出 利用者資金		万円		万円		万円		万円	
支出 必要経費		万円		万円		万円		万円	
意見確保状況(A型) ((B-C)/25)/B/A		円		円		円		円	

### ※1 月平均利用額(1人当たり)の積算根拠

児童発達支援(定員10人以下) 基本給付金:8650円/日・人、福祉専門職員配置等加算:60円/日・人、個別サポート加算1:1000円/日・人、福祉・介護職員処遇改善加算1:800円/日・人、福祉・介護職員等特定処遇改善加算1:120円/日・人  
※1人当たりの利用額は、利用者個別の利用額ではなく、事業所の稼働日全てに常に誰か1人が利用した場合の利用額として計算したものです。

※2 給付費は、サービス提供月の要々月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)

※3 主な受注作業取引先(生産活動を行う場合に記入)

上段:受注先	下段:所在地	1月当たりの受注額	契約書の有無	回収・支払いの条件
		万円	□ あり □ なし	

※4 主な事業所内生産品(生産活動を行う場合に記入)

生産品	1時間単価	計算式	1月当たりの生産額
	円 ×	H ×	日 × 人 = 万円
	円 ×	H ×	日 × 人 = 万円

※4 諸経費:消耗品、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、社会保険料、レンタル料等

様式第2号-1

受理	10月19日
関係者への意見聴取	<input type="checkbox"/> 市 建築指導課 <input type="checkbox"/> 消防局予防課 <input type="checkbox"/> 開発指導課 <input type="checkbox"/> 福山市障がい福祉サービス等の指定に係る懇話会 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
回答	12月3日

10 付近図

小学校区 **暮山小学校** 人口 **6,004** 人 事業所数 **0** 事業所  
 利用定員 **0** 人

凡例  
 ○ … 事業所  
 × … 同種の事業所  
 △ … 一次避難先  
 □ … 二次避難先

付近図掲載せず

意見

11 平面図

※平面図のデータを貼付

意見

12 事業計画

発達測定による発達の状況を把握し、支援計画を立てています。有効性を検証されている認知発達プログラムや応用行動分析を基盤として開発された絵カード・コミュニケーション・システム(絵カード交換方式)を発達支援に取り入れて、特性や個の理解に応じてコミュニケーションの力やことばを理解する力を伸ばしていきます。また、発達障がい児に有効な空間の構造化を行い、過ごしやすい室内の空間や環境整備を行います。個別活動と小集団活動を組み合わせて、児童に合わせた活動、遊び、関わり方や社会のルールを学べる支援を行います。

保護者の育児や介護負担軽減を目的に、保護者等が気軽に相談しやすい関係づくりに努め、また、必要に応じて児童を取りまく関係機関と連携を行う事により保護者と共に課題を解するための支援を行います。

利用の基本は、  
 ・年齢:2歳児から就学前  
 ・利用形態:単独通園(場合により親子通園)  
 ・要入人数:午前5名、午後5名、終日希望若干名  
 ・食事提供:昼食はなし、おやつはあり  
 ・療育:集団と個別  
 ・療育内容:行事:季節を感じられる活動、制作、リトミック音楽、運動、SST、ことばの認知プログラム、日常生活習慣動作

・通所支援計画作成時期:年2回(4月(または、入所時期)、10月)  
 ・面談:年2回、必要に応じて随時  
 ・送迎に付いては、要相談  
 ・営業日:月曜日～金曜日及び土曜日(第1、3土曜日のみ)  
 ・休業日:土曜日(第1、3土曜日を除く)・日曜日・国民の祝日・事業所が設定する日(年末年始・お盆休み・臨時休業日)  
 ・営業時間:午前8時30分～午後17時30分  
 ・サービス提供時間:午前の部9時00分～12時00分 午後の部13時00分～16時00分

意見

13 利用者処遇

療育現場に必要な発達支援の考え方、基礎知識やスキルの学びを深めるため、法人内外研修を計画的に実施します。職務分掌を職員に周知して職務内容及び役割分担を明確にし、適切に支援が実行されているかを確認する事で定期的に業務内容を見直しします。

「認知」、「運動」、「社会性」、「日常生活習慣動作」を体系的に向上させる取組として、「新版に式発達検査」、「遠城寺式乳幼児発達検査」、「認知発達プログラム(太田ステージ)」による発達検査を行い、児童の個の力を定期的に測定し、把握します。活動内容としては、「認知発達治療実践マニュアル(太田ステージ課題)」、「応用行動分析を基盤とした絵カード交換方式コミュニケーションシステム」、「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」、「太田ステージからの日常生活レベルチェックシート」等の知識を取得し、発達段階に合わせた根拠のある支援の提供を行います。保護者へは支援についての説明を定期的に行います。

適度な運動活動を取り入れて体力や体幹づくりの向上を目指し、全身の運動と身体の部位や運動内容等に分けた活動を計画的に実行していきます。職員や他児と一緒に遊びを楽しみながら、人と関わる事の楽しさや遊ぶ喜びを体感する支援を行います。リハビリ等に通院している児童がいる場合は保護者に情報提供書を依頼し提出していただき児童に必要、かつ、事業所で取り入れる事の出来る活動内容(あるいは、見立て方)の支援を行います。主体的に活動参加してもらえ環境として、肯定的にほめる療育を積極的に行い、挑戦してみようとする心の芽生えや自信を伸ばしていきます。季節の行事に沿った活動を取り入れたり、所属園でしている活動内容を聞きながら療育活動に取り入れられたり、食育活動を取り入れたりしながら、参加を促し、得意なことを伸ばしながら、苦手や不得意なことにも挑戦しようとする意欲につなげていきます。

意見

14 防災計画

事故が発生した場合は、県、市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。事故等に備え、事業所は損害賠償保険に加入します。賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償に関する措置を適切かつ速やかに行います。事業所に消火設備等、その他の非常災害に際して必要な設備等を設けるとともに、非常災害に関する具体的な消防防災計画マニュアルを設け実践します。非常災害時の関係機関への通報及び緊急連絡網、連絡体制を整備し、それらを職員に定期的に周知し実践できるように訓練を行います。非常災害時に備えるため、事業所において避難、救出、地震、津波、土砂崩れ、火災、家屋損壊、その他必要な訓練を定期的に行い実効性を確保します。保護者への児童引渡し訓練も行う予定としています。

意見

15 一日の流れ

月曜日～金曜日、土曜日(第1、3土曜日のみ)				
8時	30分	9時	00分	業務開始、朝礼、準備
9時	00分	9時	30分	登所、荷物の片づけ、排泄、あそび
9時	30分	10時	45分	始まりの会、療育活動
10時	45分	11時	00分	おやつ提供、排泄等、水分補給
11時	00分	11時	30分	療育活動
11時	30分	12時	00分	帰りの会、帰りの準備、排泄、帰宅
12時	00分	13時	00分	職員休憩、準備
13時	00分	13時	30分	登所、荷物の片づけ、排泄、あそび
13時	30分	14時	45分	始まりの会、療育活動
14時	45分	15時	00分	おやつ提供、排泄等、水分補給
15時	00分	15時	30分	療育活動
15時	30分	16時	00分	帰りの会、帰りの準備、排泄、帰宅
16時	00分	17時	30分	職員休憩、記録、準備、業務終了

意見

事業計画書

□当初 ■最終

法人名 社会福祉法人 三種の園
代表者職名前 理事長 岡 良夫
担当人名 連絡先

作成年月日 2021年12月16日

様式第2号-2

受付印

12月16日受付 (受付印省略)

1 協賛事項

事業種別 児童発達支援
事業所名 すみくら葛山台児童発達支援事業所
開設(変更)予定日 2022年4月1日

計画の概要
本計画書に記載が必要な項目
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
■新規事業所の開設
□事業の追加
□定員の変更
□大幅な事業内容の変更
□事業所の移転
□建物の構造・設備の変更

2 事業実施に係る動機

保健師・幼稚園・保育所・認定こども園の職員の方から、当該地域には発達障がいのある幼児を対象とした児童発達支援にかかわる事業所が不足しているとの声が多く寄せられている。児童発達支援センターでは、支援度の高い知的障がい児や発達障がい児を受け入れてくるケースが多く、地域の園に通園している自閉症スペクトラム症等の発達障がいがある児童を積極的に受け入れ療育を提供する事業所が必要と判断した。(詳細は別紙参照願います。)

3 提供サービス

①児童発達支援
種別 割合 100%
理念 「夢と希望とやすらぎがあり、通ってみたい、通ってよかった、通いつづけたい」を理念としております。
目標 保護者や地域社会の宝物である子供たちを、愛し、受け入れ、寄り添いながら、児童の自主性や主体性を尊重し、自償や自立、そして、生きる力を身に付けられるように、また、10年、20年後の将来像を見据えて児童や保護者が地域で自立し、幸せに暮らせるように支援することを事業方針の基盤として児童発達支援を行います。安全で安心できる環境づくりに努め、成長の発達段階及び障がい特性に応じた適切な支援を提供しながら、心身の健全な成長と発達を支え、スムーズステップにて自立に向けた成長を育む支援を提供します。
同種のサービス 福山市春日町と福山市神辺町の2カ所に、同様の児童発達支援事業所(すみくら春日/すみくら神辺児童発達支援事業所)を運営。福山市青葉台に児童発達支援センター(福山東児童発達支援センター)を運営。

4 施設の概要(平面図は裏面のとおり)

土地 所在地 福山市葛山台7丁目20-17
建物 名称 すみくら葛山台児童発達支援事業所
用途 一戸建て住宅
階層 1階建て
建築面積 74.52
事業の概要 ① 児童発達支援
手続 新規
収容人員 14人
内訳 職員 4人 利用者 10人
②
手続
収容人員
内訳 職員 利用者
③
手続
収容人員
内訳 職員 利用者
内容 申請種別 ■新築 □増築 □用途変更 □移転 □その他
児童福祉法に基づく児童発達支援事業所

5 主要取引先

上段:取引先
下段:所在地
割合
掛取引
回収・支払の条件
主な修正点

6 従業員
職種 雇用形態 名前 年齢 月給 意見
管理者
児童発達支援管理責任者
保育士
児童指導員
保育士

7 借入金の状況

金融機関 理由 借入残高 年間返済額 意見

8 必要な資金と調達方法

必要な資金 金額 調達方法 金額 主な修正点
土地 1050万円 補助金 0万円
設備 1250万円 自己資金 3000万円
敷金 150万円 借入金 0万円
運転資金 500万円
合計 3000万円 合計 3000万円

9 事業の見直し

利用者見込 A
1月目 2月目 3月目 1年後
月平均利用額 ※1
収入計 支出計
収入 B
支出 C
最悪確保状況(A型)

※1 月平均利用額(1人当たりの積算根拠)
児童発達支援(定員10人以下) 基本給付金:8850円/日・人、福祉専門職員配置等加算:60円/日・人、個別サポート加算1:1000円/日・人
※2 給付金は、サービス提供月の翌々月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)
※3 主な受注作業取引先(生産活動を行う場合に記入)
上段:受注先
下段:所在地
1月当たりの受注額
契約書の有無
回収・支払いの条件

※3 主な事業所内生産品(生産活動を行う場合に記入)
生産品 1時間単価 計算式 1月当たりの生産額
※4 諸経費:消耗品、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、社会保険料、レンタル料等

10 付近図

小学校区 **藤山小学校** 人口 **6,004** 人 事業所数 **0** 事業所  
 利用定員 **0** 人

凡例  
 ○ … 事業所  
 × … 同種の事業所  
 △ … 一次避難先  
 □ … 二次避難先

付近図掲載せず

主な修正点

11 平面図

※平面図のデータを貼付

主な修正点

12 事業計画

発達測定による発達の状況を把握し、支援計画を立てていきます。有効性を検証されている認知発達プログラムや応用行動分析を基盤として開発された絵カード・コミュニケーション・システム(絵カード交換方式)を発達支援に取り入れて、特性や個の理解に応じてコミュニケーションの力やことばを理解する力を伸ばしていきます。また、発達障がい児に有効な空間の構築を行い、過ごしやすい室内の空間や環境整備を行います。個別活動と小集団活動を組み合わせて、児童に合わせた活動、遊び、関わり方や社会のルールを学べる支援を行います。

保護者の育児や介護負担軽減を目的に、保護者等が気軽に相談しやすい関係づくりに努め、また、必要に応じて児童を取りまく関係機関と連携を行う事により保護者と共に課題を解決するための支援を行います。

利用の基本は、

- ・年齢:2歳児から就学前
- ・利用形態:単独通園(場合により親子通園)
- ・受入人数:午前5名、午後5名、終日希望若干名
- ・食事提供:昼食はなし、おやつはあり
- ・療育:集団と個別
- ・療育内容:行事:季節を感じられる活動、制作、リトミック音楽、運動、SST、ことばの認知プログラム、日常生活学習活動

・通所支援計画作成時期:年2回(4月(または、入所時期)、10月)  
 ・面談:年2回、必要に応じて随時  
 ・送迎に付いては、要相談  
 ・営業日:月曜日～金曜日及び土曜日(第1、3土曜日のみ)  
 ・休業日:土曜日(第1、3土曜日を除く)・日曜日・国民の祝日・事業所が設定する日(年末年始・お盆休み・臨時休業日)  
 ・営業時間:午前8時30分～午後17時30分  
 ・サービス提供時間:午前の部9時00分～12時00分 午後の部13時00分～16時00分

主な修正点

13 利用者処遇

療育現場で必要な発達支援の考え方、基礎知識やスキルの学びを深めるため、法人内外研修を計画的に実施します。職務分掌を職員に周知して職務内容及び役割分担を明確にし、適切に支援が遂行されているかを確認する事で定期的に業務内容を見直しします。

「認知」、「運動」、「社会性」、「日常生活習慣動作」を体系的に向上させる取組として、「新版K式発達検査」、「遠城寺式乳幼児発達検査」、「認知発達プログラム(太田ステージ)」による発達検査を行い、児童の個の力を定期的に測定し、把握します。活動内容としては、「認知発達治療実践マニュアル(太田ステージ課題)」、「応用行動分析を基盤とした絵カード交換方式コミュニケーションシステム」、「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」、「太田ステージからの日常生活レベルチェックシート」等の知識を取得し、発達段階に合わせた根拠のある支援の提供を行います。保護者へは支援についての説明を定期的に行います。

適度な運動活動を取り入れて体力や体幹づくりの向上を目指し、全身の運動と身体の部位や運動内容等に合わせた活動を計画的に遂行していきます。職員や他児と一緒に遊びを楽しみながら、人と関わる楽しさや遊ぶ喜びを体感する支援を行います。リハビリ等に通院している児童がいる場合は保護者に情報提供書を依頼し提出していた児童に必要、かつ、事業所で取り入れる事の出来る活動内容(あるいは、見立て方)の支援を行います。主体的に活動参加してもらえる環境として、肯定的にほめる療育を積極的に行い、挑戦してみようとする心の芽生えや自信を伸ばしていきます。季節の行事に沿った活動を取り入れたり、所属園でしている活動内容を聞きながら療育活動に取り入れられたり、食育活動を取り入れられたりしながら、参加を促し、得意なことを伸ばしながら、苦手や不得意なことにも挑戦しようとする意欲につなげていきます。

主な修正点

14 防災計画

事故が発生した場合は、東、市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。事故等に備え、事業所は損害賠償保険に加入します。賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償に関する措置を適切かつ速やかに行います。事業所に消火設備等、その他の非常災害に際して必要な設備等を設けるとともに、非常災害に関する具体的な消防防災計画マニュアルを設けます。非常災害時の関係機関への通報及び緊急連絡網、連絡体制を整備し、それらを職員に定期的に周知し実践できるように訓練を行います。非常災害時に備えるため、事業所において避難、救出、地震、津波、土砂崩れ、火災、家庭損壊、その他必要な訓練を定期的に行い実効性を確保します。保護者への児童引渡し訓練も行う予定としています。

主な修正点

15 一日の流れ

月曜日～金曜日、土曜日(第1、3土曜日のみ)

時間	内容
8時 30分	業務開始、朝礼、準備
9時 00分	登所、荷物の片づけ、排泄、あそび
9時 30分	始まりの会、療育活動
10時 45分	おやつ提供、排泄等、水分補給
11時 00分	療育活動
11時 30分	帰りの会、帰りの準備、排泄、掃宅
12時 00分	職員休憩、準備
13時 00分	登所、荷物の片づけ、排泄、あそび
13時 30分	始まりの会、療育活動
14時 45分	おやつ提供、排泄等、水分補給
15時 00分	療育活動
15時 30分	帰りの会、帰りの準備、排泄、掃宅
16時 00分	職員休憩、記録、準備、業務終了

主な修正点